

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。

この間、竹中大臣とは様々な委員会で質疑をさせていただいて、もう顔を見るのも飽きたというふうに言われてしまうかもしれませんが、実はこの総務委員会の場で様々視察をする中で、この間も申し上げたんですが、初めて知ることが本当に多いんです、恥ずかしいけれども。これ、先日でいえば、日本の標準時、世界の標準時もそうでありますし、私は住民基本台帳というのを初めて、この間三鷹で初めて見たという非常にのんきな人間なんだなというふうに思っているわけでありましてけれども、しかし大変勉強になり、またこれは本当に大事な案件なんだなということを認識した上で質問させていただきますので、是非真摯に御答弁をいただけたらと思います。

今回の法改正に至るまでの様々な経過についてはもうるるお話がございましたので省かさせていただきますが、この第一条ですね、今回改正の対象になっておりませんが、「この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的去る住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」と規定しているわけでありまして。今この法律の改正の背景となりました現実というものを真摯に受け止めるならば、特に近年では、住民の居住関係の公証は住民の利便を増進するよりもむしろ住民の利益を侵害することに使われる場合が多いのではないかとこのように思うわけでありまして、大臣に見解をお尋ねしたいと思います。

また、あわせて、この問題意識からするならば、同法改正に当たっては、まず優先されるべきは住民の居住関係の公証、住民の利便を増進するの、それぞれの意味と関係を改めて問い直すことが必要ではないかとこのように思いますが、見解をお願いいたします。

○国務大臣（竹中平蔵君） 今冒頭で那谷屋委員が御指摘になられたように、私も実は改めて、ああそういうふうになっていたのかと初めて知ること、正直言って随分とございます。それだけ総務省、そしてこの総務委員会で御議論いただいていることが実は国民生活と非常に密接に関連しているということの表れであろうというふうに思っております。

今委員御指摘の住民の住居関係の公証というのは、利便の増進の面と、しかし利益の侵害の面と非常にややこしくなっているのではないかとこのことに関しては、確かに本当にそのようになってきていると思います。その点、先ほど正に蓮舫委員もいろんな観点から御指摘をくださったわけです。

先ほどもちょっと申し上げたんですが、こういう住民基本台帳というのは、例えば私はアメリカで何年か過ごしましたが、アメリカにはないわけですね。これは、どこに住もう

と私の勝手だと、そんなことを行政府が管理する必要など一体どこにあるのかというのが多分彼らの言い分なんだと思います。日本の場合は、しかしながら、我々小さいころからこれが当たり前で育ってきているからかもしれませんけれども、やっぱり今居住関係の公証というふうに申しあげましたけれども、住民に関するやはり事務処理の基礎であるとかいろんな意味での手続、届出の簡素化という点では、この制度はすごい制度ですね。こういう制度というのはだからこそ余り諸外国にはないのだというふうに思うんです。

それがもちろんいいか悪いかということが今問われ始めているんだと思いますけれども、これがあることによって、例えば住民票一つ持っていくことによっていろんな問題がクリアされているという面がこの社会にはあるんだと思います。そのことをもって居住関係の公証というふうに我々これまで呼んできたんだと思うんです。

私は、この制度は、確かに先ほどから御議論いただいているように弊害ももちろん出てきているわけですから、弊害があるからやめてしまえというふうにもし我々が提案したら、恐らく国民の皆さんはやっぱり納得はされないのではないかなと思うんですね。それよりも、せつかくあるんだからもう少しその弊害を小さくする方法を考えてくれと、やっぱりこういうふうになるのではないかなと、そういうふうを考えるのではないかなというふうに思います。そういう観点から、今回住民基本台帳の閲覧というのを例外的に認めるというふうに、ある種そこら辺の位置付けを変えたわけでございます。

法律の趣旨そのものについては、今申し上げたようなところに尽きるわけでございます。この情報制度、一種の公証、関係の公証を行うこの制度を可能な限り活用しながら、しかし弊害を小さくするための一つの現実的な提案として今回の法案を、法改正を提出させていただいているわけでございます。

○那谷屋正義君 まず、初めて知ったということに対して、同じような意見であるということを書いていただいて、まず胸をなで下ろして、これから残り二十五分ぐらいですが、胸を張って質問ができるというふうに思います。

また、今お話いただきましたように、この法改正が住民の利益を侵害することが限りなくゼロに近づいて、そして住民の利便を増進するものになればということに期待を込めながら、少しまた質問に入らせていただきたいと思いますが。

この改正案のポイントというのが、住民基本台帳の閲覧制度を原則公開から非公開に変更したところにあると。しかし、なぜ原則非公開で、公益性のある場合に公開とすることならよいのか。問題は、先ほど同僚委員が質問をしましたが、問題は公益性とは何か、そして公益性との兼ね合いで、具体的にどこまで閲覧を認めるかに最終的には収れんされることになるというふうに思います。

この公益性にかかわる要請の背景には、例えば一つには、人は一人で生きているわけではない、他者との関係で自らが生活を営む社会が構成されている現実などを踏まえて、公益性に対するコストをある程度払うべきだとの考え方があるのだろうか。二つ目として、

本人の意思とかかわりなく個人情報を開示することになる閲覧は、現代では個人の権利利益の侵害となる可能性が大きいですが、社会一般に有益な場合もあり、その際の負担は住民が負うべきであるとの考えによるものなのだろうか。

また、そういう考えから、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものと、公共団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものについては例外的に閲覧を認めることにしたのだろうかということでありまして、まず、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人（高部正男君） なぜ公益性の高い場合だけ認めたのかということですが、これは検討会の中で現行の閲覧制度をどういう方向に持っていったらいいのだろうかということでもいろいろ議論がなされたところでございます。

結局のところ、個人情報の保護という視点とそれからいろんな情報の活用としての視点とどういう形で調和していくのかということが、どういう制度設計にしたらいいのかということにつながってくるということだろうというふうに思うわけでございます。

この住民基本台帳の閲覧、かなり幅広く使われてきたわけですが、どうした場合に公益性があるかというふうなこともお尋ねございましたけれども、一般的に言って公益性のあるようなものについて言えば、やはりこれを認める方が適切なのではないかなという御議論の中で、そういう一定の場合に限って閲覧を認めようということにしたわけでございます。

公益性の高い場合って、さあどんな場合だろうかというふうなことが議論の中で、いろんな報道機関でありますとか、学術研究機関のいろんな調査研究等の中で、そういうところをやればすべてということではないではありましようけれども、そういうところの調査研究としてやる、そのための、あるいは報道のための閲覧のようなものは公益性が認められるんじゃないか、あるいは学術研究の用に供する目的で行う調査のための閲覧はいいのではないかとといったものが出てきたわけでありまして、そのほかにこれらに準ずるようなもので、公益性の高いものも認めていいのではないかと。

そういうときに、先ほどいろいろ御議論させていただきましたけれども、公益性の高いというのをどういう目で見たいのだろうか。これはいろいろ議論がある中で、一つ公益性を見る目として、自分だけのものにするわけじゃないですよ、それを使って調査したものが社会に公表されて、それがいろいろ使われるというようなことを一つの着目点になるのではないかなというふうな議論で報告書が出されているわけでございます。

さはさりながら、そうは言いますが、現実的な運用の中で、事例の積み重ねの中で具体的には決まっていくというようなものも多いだろうと思いますので、そういうものについて、先ほど来申し上げていますように、いろんな情報交換、我々も努力して各市町村のやっているような具体的な取組状況等々についてもいろんな情報提供をさせていただく中

で対処をしていきたいなど、こういうふうに思っているところであります。

○那谷屋正義君 今いろいろとその公益性について、先ほどから同じような話でもってお話をいただいていますけれども、とにかく市町村の現場が混乱してしまうということが一番まずいのではないかというふうに思います。

さらに、安易に閲覧することができる場合が拡大しないように、市町村が公益性を判断する際に参考にすることができる、先ほどからあります、何らかのガイドラインのようなものを策定すべきではないかというふうなことの中で、そのガイドラインの具体的なイメージでも結構ですので、もしありましたらお話しただけたらと思うんですが。

○政府参考人（高部正男君） 一つは、法律で「総務大臣が定める基準」というふうに書いてある部分がございます、この総務大臣が定める基準として規定する方向といたしましては、先ほど来申し上げますように、その結果が公表されると、それを広くその成果が還元されるというような視点のものを定めさせていただきたいと思っておりますが。

こういうもののほかに、我々といましては、これまでもいろんな情報の取扱いの積み重ねがございますので、こういうものにつきましては、今申しあげましたような定める基準といった法律的なものとは別にいろんな情報を集めさせていただいて、参考に資するようなものを提供させていただいたらなというふうに思っているところであります。

○那谷屋正義君 ここが先ほどの蓮舂委員の質問から先に進まないところでありまして、今お話しいただいたのは、今後の例えばネットワークだとかあるいは連絡調整だとか、そういったものに関するお話もいただいたのではないかというふうに思うんですが。例えばその総務大臣が定める基準というもの、あるいは総務大臣告示というものがどういう内容のものなのかということ、例えばこの場で本当は既にあって、そしてそれに対してこれじゃどうだというふうな話になってくるんだろうということ、先ほどから指摘させていただいているわけですが。

その具体的な内容というものについて、今申しあげましたように一つでも二つでもイメージ的にあれば、公益性があって、そしてそれが広く国民に還元されるとか、そういう答えはもう要らないですから、もう少し具体的にもし何かあれば。

○政府参考人（高部正男君） どうも、何度も申し上げておることがどうも余り基準としてちょっと分かりにくいといいますか、ぴんとこないということで再三お尋ねをいただいているのかなと思うんですが、公益性ということはどう見るかといったときにいろんな見方があって、公益性は、いろんな分野ごとにやっぱりそれを統一してこういうのが公益だというのは、相当これ、抽象的な用語で表すというのもなかなか難しいことだと思います。そういうものについて言いますと、やっぱりある程度既存の事例の積み重ね、これからの

事例の積み重ねと頼らざるを得ない部分があるんだろうと思うんです。

そのほかに、この検討会の中でも、そういうことじゃなくて大きくりて見たときに、そういうことであれば公益性というふうに考えられるものとして何があるんだろうかなというふうな御議論をいただいた中で、それぞれ公益性という言葉からしたときに、どうもその視点というかアプローチの仕方がずれている、ずれているというか、必ずしもぴんとこないために御理解いただけないのかもしれませんが、いろんな調査結果が公表されると、そのことが社会に還元されて生きるということというのが、それが公益に資するという面じゃないだろうか。

具体的な実務の中でいいますと、これ、調査をどういうふうに扱うんですかというふうな窓口で尋ねます。そのときに一つの大きなメルクマールとして、これは自分たちのためだけに使いませんよというようなことが一つの大きな基準になるのではないかというような視点で定めようとしているものでございます。

○那谷屋正義君　ということは、今のようなお話のようなものが大体基準という形で列挙されてくるというふうに考えてよろしいんですね。

○政府参考人（高部正男君）　基準として告示する、定めようとする内容は、先ほど来申し上げましたように、その調査や研究の成果が公表されて国の施策の検討や学術研究に利用されることにより社会に還元されるといったように、すこぶる抽象的ではございますが、公表されるかどうかというのは非常にある意味では技術的に非常に分かりやすい視点でもありますので、こういうことを定めさせていただきたい、これは一つで、これはどこにも通ずるようなものになり得るだろうと。

ただし、やっぱり公益性というのはいろんな分野でいろんなことがあるものですから、そういうものは事例の積み重ねをいろんな形で情報提供することによって対処していきたいと、このように説明させていただいているところであります。

○那谷屋正義君　いずれにしてもこれから各市町村での取組等々もまた大事になってくるということで、そうしたものも踏まえて、基準に照らし合わせて各市町村がやっていくということになりますので、混乱が起きないように是非強く見ていただかなきゃいけないなというふうに思います。

次に、近年特に弊害が顕著となってきた営業活動のための閲覧について、解決が図られているのかどうかただしたいと思います。

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会の報告書では、ダイレクトメールや市場調査などで営業活動のために行う閲覧については認めるべきではないとされているわけであります。確かに、営業活動のために本人の意思と無関係に個人情報公開されるなど、このことはやはり許されるべきものではないというふうに考えますが、この点につい

て今回の改正案はどのように反映されているのでしょうか。

○政府参考人（高部正男君） 今までの閲覧の制度は、何人もできる、不当なときはできないという、こういうふうな定め方になっていたわけですが、今回提案させていただいているのは、こういうことで申出があって相当と認めるときは閲覧させることができるという形になっておるものですから、こういう場合ということに限定列举をさせていただいております。言ってみれば、今度はポジリストといいますか、できる場合だけ限定しておるわけですので、そういう中に営業目的といったようなものの閲覧は含まれていないということで法律的には表しているということでございます。

○那谷屋正義君 今、限定的に閲覧を認めることを一応主としてやっているということですから、その閲覧が認められると言われているいわゆる公共団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものについてというのがございます。

まず、この公共的団体とは具体的にどのような団体を指しているのでしょうか。

○政府参考人（高部正男君） 公共的団体というのは、どこまで、外延をなかなか示すのは難しいと思いますが、私どもこの議論の中でイメージしておりますのは、例えば社会福祉協議会でありますとか、各地域の自治会といったようなものを想定しているところでございまして、こういう団体が住民サービスといいますか、地域の住民の福祉の向上に資するような活動といったものが閲覧させてもいい場合に当たるのではないかとというふうに考えているところでございまして、例えば、既にやられている事業等々で例を挙げてみますと、例えば社会福祉協議会といったものが敬老事業をやるといったようなことをした場合には、まあこれ個別具体の判断も入る場合があるかと思いますが、一般的に言うところのこういうものが考えられるんじゃないか。あるいは自治会が地域の新入学の児童に対して入学祝いのための事業を実施する場合といったようなものについては、こういう事例に当たるのではないかとというふうに考えているところでございまして、こういうものにつきましては、地域の事情に即して市町村長に御判断をいただくということになるものと考えているところでございます。

○那谷屋正義君 今具体的な例までお示しいただいて答弁いただいたわけですが、公共団体の活動については、調査研究のケースに見られるような公益性を判断するに当たっての基準を、総務大臣が定める仕組みが一応今回用意されていません。異なる扱いとした理由は何かあるのでしょうか、お願いいたします。

○政府参考人（高部正男君） ただいま申し上げたような例として挙げさせていただいた

わけでございますが、公共的団体がいろんな活動をしておりますので、いろんなものがあり得るんだろうと思うわけでございます。そういうものについては、その必要性等々の判断についてもやっぱり地域の事情に即して市町村長に御判断いただくのが一番いいのではないかということで、私どもとして特段の基準といったようなものは示してないところでございますが、当然のことながら、法律のこのような趣旨については、改正が認めていただければ十分周知していかなきやいけないものだというふうに思っております。

○那谷屋正義君 自治体のお墨付きを受けた形での公共団体というふうになりますので、そういう意味では今後とも是非注視して行って、しっかりとチェックしていただきたいというふうに思います。

次に、改正案では、個人又は法人が住基台帳の一部の写しの閲覧を申し出るに当たっては一から六までございますね。申出者の氏名及び住所、それから利用目的、閲覧する者の氏名及び住所、管理の方法、そして閲覧事項を取り扱う者の範囲、そして調査研究の成果の取扱い、そして七番目として、一から六のほか、総務省令で定める事項というふうになっているわけであります。

請求時にこれらの事項の明示を求める目的、趣旨は、この間の話、質疑の中で一定理解をしておりますが、総務省令で定める事項とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

○政府参考人（高部正男君） お尋ねの総務省令で定める事項につきましては、閲覧対象となる住民の範囲、申し出た方の責任者の氏名、住所、それから調査研究のために閲覧する場合には調査研究の実施体制、委託を受けて閲覧する場合には委託者の名称及び住所等々を定める予定にしております。

それから、ちょっと先ほど来の説明の中で必ずしも意を尽くしていない部分がございますが、分かったと言っていたわけでございますが、審査手続をいろいろ定めさせていただいております。これは、実はやはりこういう基準を定めましても、やはり全部を、外延まできちっと示すというのはなかなか難しい面もあるものですから、今回この検討会の報告の中でも、そもそもどういうものに認めるかという考え方の整理と、もう一つは審査体制をきっちりする、両面で全体としての閲覧体制がうまくいくようにという観点からかなり詳細な定めをさせていただいているということでございまして、御理解いただけたらと思います。

○那谷屋正義君 そういうふうにすることによって一番懸念される公益性、判断の厳格さや公正さはしっかりと担保されるのかどうか、改めてお尋ねいたします。

○政府参考人（高部正男君） 私どもといたしましては、市町村と十分連携を取りながら、

いろいろ御懸念、御指摘をいただいておりますが、こういう点も含めまして、可能な限り努力をして万全の体制でやっていきたいというふうに思っているところであります。

○那谷屋正義君 今回の改正の第十一条の二十二項のところ、市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部写しの閲覧の状況について、申出者の氏名、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとなっているわけですが、その他総務省令で定める事項とは具体的に何か、また公表の具体的な方法というものをどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人（高部正男君） 御指摘の条項の、その他総務省令で定める事項といたしましては、閲覧対象となった住民の範囲や閲覧の年月日等を定める予定にしているところでございます。また、公表の方法というのは特段決めておりませんので、市町村長において適宜の方法でやられることになるとは思いますが、掲示板を使うとか、あるいは広報誌といったようなことも考えられると思いますが、いずれにしてもその形式は特段法律上規定していないところでございます。

○那谷屋正義君 市町村長にゆだねるといいますか、任せる部分がやっぱり多くなっていく部分だと思いますけれども、前回視察へ行きました三鷹市では、今回の動きの中で、法改正までの間に、先ほど同僚の委員が質問をしましたように、閲覧要請が殺到してくることを防ぐ意味でも、閲覧の手数料を閲覧三十分ごとに二百円だったものを三千元にし、その他、転記するごとに二百円の加算、つまり、一人二百円ということで、用紙を見ましたら二十五名連記になっていて、それを満タンに書くと五千元ということになります。そういうふうな形にしたと。で、そうしたことによると、昨年六月から閲覧の料金を改正したわけです。そうすれば、その結果、閲覧件数が半減した、それでも半分だったと、こういうふうに言っています。

その後、去年の十二月議会で閲覧制限条例を制定し、その施行後は、これは相当厳しい内容のものを決めたわけでありましてけれども、そうすれば、施行後は六十二回だったものが二回に減ったと、こういうふうな状況になっています。

今回の法改正で罰則を一定厳しくしたというふうになってはいますが、大切なことは、罰金などを科するというだけでオーケーだということだけではなくて、様々なやはり問題の根本的な解消にはこれではつながらないというふうに思います。三鷹市が成果を上げてきた閲覧制限条例の制定の教訓にも学び、手続の厳格化、透明化を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（高部正男君） 先ほど来申し上げております検討会には三鷹の市長にも御参加いただきました。検討会の中で、検討会には学識経験者、あるいは報道関係、各界の

人にも御参加いただきました。そういう御意見をいろいろいただきながら今回御報告をいただき、それを受けて今回改正案を出させていただいているところでございまして、私どもといたしましては、今、教訓を学んでということではございましたが、こういう地方公共団体の実施状況も十分頭に入れながら精一杯努力して案作りに取り組んだというふうに思っているところでございます。是非、御理解をいただけたらと思っているところでございます。

○那谷屋正義君 今回視察を受け入れていただいた三鷹市だけの要請ではなくて、各市町村レベルでも市町村間及び国との綿密な情報連携が必要であり、国に対してそのための体制整備を強く要望しているところであります。かかる観点からいえば、例えば一定の市町村が集まって意見交換ができる場の開催など、総務省の積極的な取組などをこの際要請をしておきたいというふうに思っているところであります。

次に、これもるるありましたが、住民票写しの交付請求者の情報を住民票記載事項の本人の請求により開示する制度の導入について総務省の姿勢を伺いたいと思います。

今回の改正では、残念ながら、住民票の写しの交付制度は対象外になっています。しかし、住民票の写しの交付制度については、特定の個人に関する多くの情報が、住民基本台帳以上に多くの情報があるわけでありまして、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が個人情報を取得した場合の利用目的の本人への通知義務や本人から保有個人データの開示を求められた場合の開示義務等を規定しているわけでありまして、同法との制度的整合性の観点から、住民票写しの交付請求者の情報を住民票記載事項の本人の請求により開示する制度を導入すべきではないかというふうな考えを持っているんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（高部正男君） 住民票の写しの交付制度につきましては、先ほども若干申し述べさせていただきましたけれども、閲覧制度と比較して対象がより限定されているといったようなことから、既になりに厳格な運用がなされているというのが我々としての基本認識でございます。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

そういう中にありまして、現在、法制審議会で戸籍の謄抄本の交付の見直しに関する検討が進んでいるというふうに伺っているところでございますので、こういう状況も踏まえまして、私どもとしては適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○那谷屋正義君 先ほどの十一条二の十二項のところの質問だったんですけども、そこで、いわゆる年に一回申出者と利用目的等を公表するとなっています。これは、私なんかは年に一回では本当は足りないのではないかと、要するに、これまで起こってきた様々な事故、事件等を見ても、本当はすぐにもそのことが個人、その本人に知らされるべき

ものであったんではないかというふうに思うわけでありませぬ。例えば、今まで出てきたものでは、ドメスティック・バイオレンスやストーカーというふうにありますけれども、おれおれ詐欺なんかもそういう意味ではこうしたことを十分使い得ることができるんではないかというふうに思いますけれども。そうしたときに、やはりこういう個人が請求を行いましたよということを請求が行われた方にいち早く本当は連絡が行けば一番いいんだろというふうに思うんですが。ただ、今の法律体系の中では、請求した人も個人情報保護の関係で実は広く広められないという、公表できないというような何かシステムがあると伺ったんですが、それでもこの十一条の十二項の中では公表するということになるわけですか。

○政府参考人（高部正男君） ただいまの御指摘の点は、情報を求められた人の情報も個人情報でありますけれども、ある情報を求めた、その求めた人の求めたというのも個人情報の部類に属すると、それをどういうふうに考えていくのかという問題があるということだろと思ひます。

今回、公表の規定を入れさせていただきましたので、そういう意味では、ここで公表されているような事項について見れば、一定の範囲で今申し上げた問題がクリアしているというふうに私ども理解しております、ここに載るような方々について、それぞれ情報公開についてはそれぞれの自治体の情報公開条例等に対応しているということになるかと思ひますが、そういうことを考える際に、これ公表されているということが一つの事実となりますので、一つの整理ができるのではないかと。

つまり、個人情報は出せないよと言っているようなものについても常にオープンになる情報でございますので、そういった意味での解決が一定部分ではなされるというふうに理解するところであります。

○那谷屋正義君 時間がもう余りありませんのであれなんです、だとすると、やはり今回、本当はもう一歩進んで、例えば先ほどの三鷹では一人につき二百円、あるいは三十分ごとに二百円を三千円とかというふうになっている。そのお金一体どうするのかと思ひますけれども、例えば、それを今言ったように閲覧をされた方にこういう方がいついつ閲覧をしましたよというふうなお知らせ、はがき一通でも何でもいいんですけれども、本当にそれが行けば一番早く対応が、もし何か悪用された場合には対応ができるんではないかというふうに考えています。

これまでいただいた答弁を承知した上で、最後には是非要請をしておきたいというふうに思ひます。

住基台帳法第十六条に定められています戸籍の附票の作成などとの関連で、戸籍法の見直し手続と同時セットする必要があるなどの理由から、住民票の交付自体に関しては改善が見送られていると先ほどお話がありました。住基台帳と住民票は一体との受け止め方が

世間の常識でもあるわけであります。願わくば、総務省が法務省のおしりをたたいてでも、一刻も早く住基台帳並びの不正目的の行為の根絶に向けた枠組みが住民票交付においても整備されることを強く求めたいというふうに思います。

〔理事景山俊太郎君退席、委員長着席〕

答弁にあったように、個人情報保護法は交付請求者に対してもその保護の権能が及んでいるわけであります。この立法意図は一定理解をできるところであります。ただし、住民票交付に関して幾ら厳格な審査体制をしいたとしても、悪意を持った者の奸計がその上をいく、つまりイタチごっこになってくるわけでありますけれども、残念ながらそれが世の常になっていると。ストーカーやDV被害を未然に防ぐという意義は今後の社会情勢を考慮するならばますます高まってくるのではないかというふうに思います。

繰り返しになりますが、個人情報保護法の目的に背馳しない範囲での住民票写しの交付請求者の情報を……

○委員長（世耕弘成君） そろそろおまとめ願います。

○那谷屋正義君 はい。

住民票記載事項の本人の請求により開示する制度構築に向けた前向きな検討を総務省に強く求めて、質問を終わります。